

魚津市告示第62号

魚津市運転免許自主返納支援事業実施要綱の一部改正について
魚津市運転免許自主返納支援事業実施要綱（平成23年魚津市告示第28号）
の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (3)</p> <p>(4) オンデマンド交通 魚津市予約式乗合交通運行条例(令和8年魚津市条例第3号)に規定するものをいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(支援内容と限度)</p> <p>第4条 市長は、市民バス1年間フリーパス券を、対象者1人につき1回限り交付するものとする。なお、対象者が希望する場合、対象者の配偶者にも市民バス1年間フリーパス券を交付する。</p> <p><u>2 フリーパス券の交付を受けた者がオンデマンド交通を利用した際は、普通</u> <u>使用料から大人200円、高校生100円を減額する。</u></p> <p>第5条-第7条 (略)</p> <p>様式第1号(第5条関係) (略)</p> <p>様式第2号(第6条関係) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) - (3)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(支援内容と限度)</p> <p>第4条 市長は、市民バス1年間フリーパス券を、対象者1人につき1回限り交付するものとする。なお、対象者が希望する場合、対象者の配偶者にも市民バス1年間フリーパス券を交付する。</p> <p>第5条-第7条 (略)</p> <p>様式第1号(第5条関係) (略)</p> <p>様式第2号(第6条関係) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行以前に、魚津市運転免許自主返納支援事業による支援を受けた者は、オンデマンド交通を利用した際は、市民バス1年間フリーパス券の有効期限までに限り、普通使用料から大人200円、高校生100円を減額する。